

基山町避難行動要支援者管理システム等整備業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、基山町避難行動要支援者管理システム等整備業務の委託業者を選定する公募型プロポーザルの実施に関して、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 件名 基山町避難行動要支援者管理システム等整備業務委託
- (2) 業務内容 別紙「基山町避難行動要支援者管理システム等整備業務委託仕様書」のとおり
- (3) 納入期間 契約締結日の翌日から令和8年3月25日まで
- (4) 提案上限額 9,009,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ※システム導入に係る費用とする。
 - ※この金額は業務規模の目安であって、契約時の予定価格ではない。
- (5) 選定方法 公募型プロポーザル方式

3 参加資格

公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (4) 参加申込み時点で、国又は地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (5) 基山町暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第4号に規定する暴力団等でないこと。
- (6) 佐賀県又は福岡県内に本店、支店、営業所などを有すること。
- (7) 過去5年間に本業務と同種又は類似業務について、自治体と契約実績があること。
- (8) 参加申込み時において、町税等を滞納している者でないこと。

4 全体スケジュール（予定）

公募開始（実施要領の公表）	令和7年7月24日（木）
参加表明書受付期間	令和7年7月24日（木）～8月1日（金）
参加表明に関する質問期間	令和7年7月24日（木）～7月28日（月）
参加資格審査結果通知書送付	令和7年8月7日（木）まで
企画提案書受付期間	令和7年8月8日（金）～8月21日（木）
企画提案に関する質問期間	令和7年8月8日（金）～8月14日（木）
企画提案書プレゼンテーション	令和7年8月下旬予定
審査結果通知	令和7年8月下旬～9月上旬予定

5 参加表明申込

このプロポーザルに参加する意思のある場合は以下により書類を提出すること。提出がない場合はこのプロポーザルへの参加を認めないものとする。

（1）提出期限 令和7年8月1日（金）17時まで

（2）提出方法 下記提出書類を直接持参又は郵送で基山町役場プラチナ社会政策課に提出すること（郵送の場合は上記提出期限必着とする）。

※郵送等における事故については一切関知しない。

（3）提出書類 ①参加意思表明書（様式第1号） 1部

②市町村税及び県税に係る納税証明書 1部

※市町村税及び県税に係る納税証明書については、令和7年1月1日までに納期が到来している市町税・県税について、本社所在地の市町及び県が発行する滞納がないことの証明書又は滞納がないことが分かる証明書を提出する。（参加表明書等提出日から遡って3か月以内に発行されたものに限る。）

③会社概要（様式第2号） 1部

（4）参加資格の確認 参加資格の確認については参加意思表明書の提出期限を持って行うものとし、参加資格がないと認めた場合は書面により通知する。なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

6 質問書の受付

本プロポーザルに関して質問がある場合は質問項目を明確にし、電子メールにより照会すること。電子メール以外での質問（直接来庁及び電話での問い合わせ等）については対応しないものとする。

- (1) 提出期限 ①参加表明に関する質問 令和7年7月28日（月）17時まで
②企画提案に関する質問 令和7年8月14日（木）17時まで
- (2) 提出方法 質問書（様式第3号）により、基山町役場プラチナ社会政策課へ提出するものとする。
メール：platinum-2@town.kiyama.lg.jp
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、①参加表明に関する質問は令和7年7月29日（火）までに、②企画提案に関する質問は令和7年8月15日（金）までに、随時、町ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名については公表しない。
- (4) 留意事項 質問に当たっては会社名、担当者の所属、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。質問者不明の質問には回答しない。

7 企画提案書等の提出

参加事業者は以下のとおり選考に必要な書類（以下「提出書類」という。）を提出すること。なお、提案の提出は1者につき1件に限るものとし、重複しての提出は認めない。

- (1) 提出期限 令和7年8月21日（木）17時まで
- (2) 提出方法 下記提出書類を直接持参又は郵送で基山町役場プラチナ社会政策課に提出すること（郵送の場合は上記提出期限必着とする）。
※郵送等における事故については一切関知しない。
※書類の不備による再提出及び修正を含む。
- (3) 提出書類 企画提案書等は、仕様書に留意し、具体的な企画提案を示すこと。なお、②から⑤の順に1部ずつダブルクリップ等でまとめること。
 - ①企画提案書提出届（様式第4号）1部
 - ②企画提案書 10部
 - ア 企画提案書は専門知識を有しない者にも理解できるように配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な提案書を作成すること。※文書様式は問わない。
 - イ 業務の実施工程を作成し添付すること。
実施工程の作成に当たっては、委託者及び受託者が果たす具体的な役割（手続き、作業及び時期）について確認できる形とすること。

ウ 業務の実施体制を明確にするため、本町との連絡調整の窓口となる管理責任者を記載すること。なお、社外の者が業務に関わる場合及び本業務の一部を再委託又は請け負わせる場合は、再委託又は請け負わせる先の会社名、代表者氏名及び業務内容等を明記すること。

- ③業務実績 10部
- ④過去に受託作成した類似の実績結果 10部
- ⑤見積書 10部（原本1部、写し9部）
 - ※会社及び代表者氏名を記載し、押印すること。
 - ※明細書を添付すること。
- ⑥避難行動要支援者管理システム機能要件一覧表

8 審査方法

審査は、提案に関するプレゼンテーションの審査（非公開）によって行うものとする。その際、プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、管理責任者となる者は必ず出席すること。プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後質疑応答（10分程度）を行うものとする。

- (1) 評価 評価は、別紙「基山町避難行動要支援者管理システム等整備業務 評価基準表」により行うものとする。企画提案書等の内容及びプレゼンテーションによる評価の合計点が最も上位の者を委託候補者に決定し、次に得点の高かったものを次点の委託候補者として決定する。なお、参加事業者が1者の場合も選考を行う。
- (2) 審査結果 審査結果は、令和7年9月上旬までにプレゼンテーションに参加した全ての事業者に対し、書面で通知し、決定した業者名のみを町ホームページにて公表する。なお、審査の内容については一切公開しない。
- (3) その他 プレゼンテーションにおいて、プロジェクター、スクリーン、VGA端子ケーブル及びHDMIケーブルは基山町で準備するが、その他の必要機材等は各参加事業者で用意すること。

9 企画提案書との無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションに参加しない場合
- (4) 提出書類の作成又は提出において不正行為が認められた場合
- (5) 見積書に記載された金額が委託上限額を超えた場合
- (6) 参加資格要件に該当しない場合

10 契約

- (1) 委託候補者は、業務内容の詳細について基山町と協議を行い、合意に達した場合は契約を締結するものとする。
- (2) 委託候補者が何らかの理由により契約を締結することができなかつた場合には、次点の者を委託候補者とする。

11 その他

- (1) 企画提案書等資料作成やプロポーザルへの参加等に要した費用の一切については、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の返却はしないものとし、辞退した場合も同様とする。
- (3) 提出された企画提案書は、参加事業者が無断で業務目的以外のものには使用しないが、基山町情報公開条例（平成13年条例第20号。以下「条例」という。）に基づき開示又は一部開示することがあるため、不開示を希望する情報が含まれている場合は、当該部分の指定とその理由を明記した書類により申し立てをすること（町において条例第7条に掲げる内容が含まれると判断した場合は、その部分の開示を行わないこととする）。
- (4) 定められた提出期限内に企画提案書等の提出がない場合、プレゼンテーションに欠席する場合又は辞退の申し出があつた場合は、参加資格を失うものとする。
- (5) 企画提案書等の提出書類について、当該書類の受理後においては、差替え、追加及び削除等は認めない。